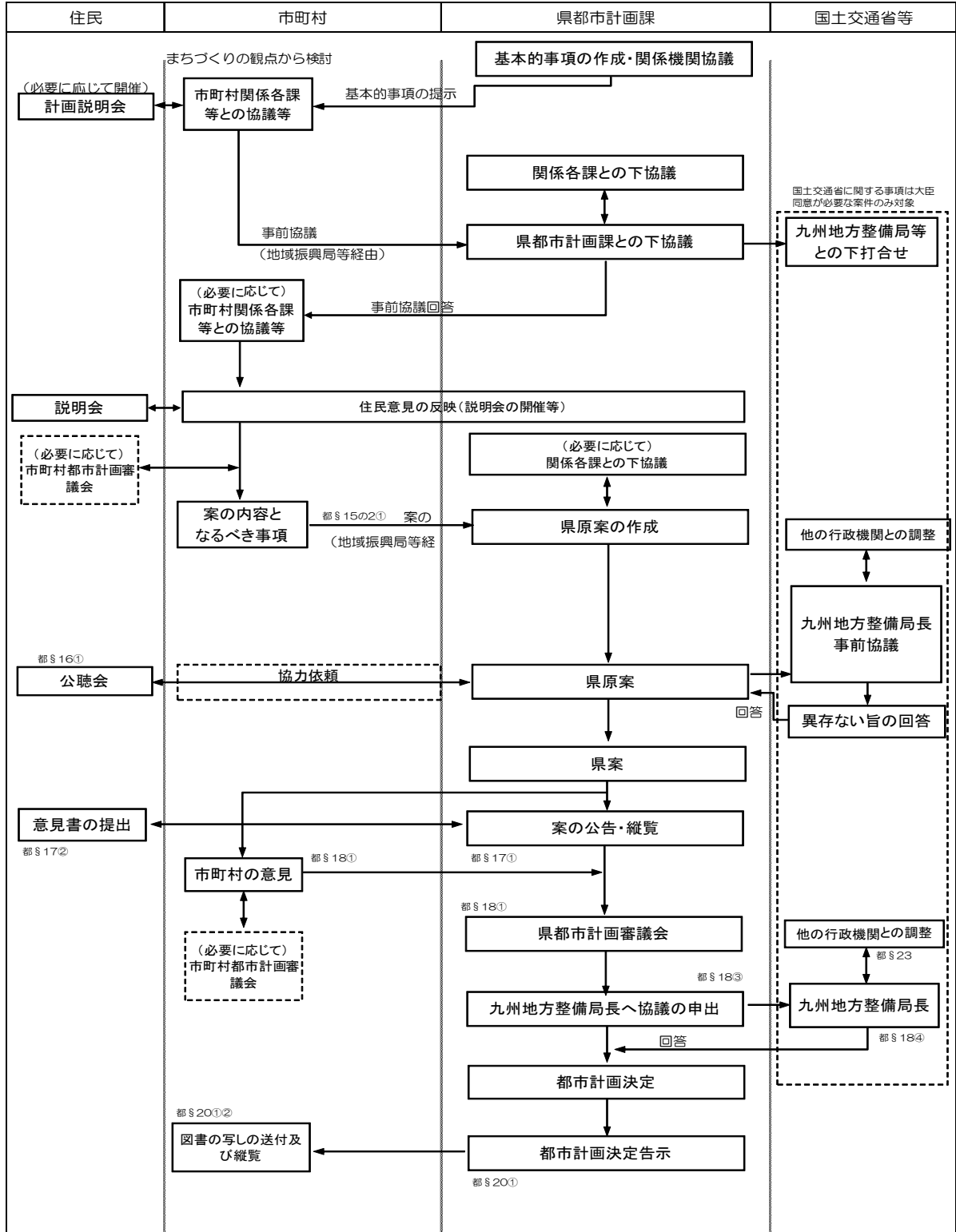


1 区域区分の決定及び変更の手続

(1) 手続フロー



10・2 区域区分制度の手続

県の定める都市計画

手続	根拠条文 (都市計画法)	様式				備考
		県都市計 画課	地域振興 局等	事業者	市町村	
事業者案の県への 送付				C-1		県は、必要に応じ市町村に対し基本的事項を提示し、まちづくりの主体である市町村へ送付し、検討を依頼します。
↓						
事業者への回答		C-2				
↓						事業者案について、まちづくりの観点等から検討したうえで、支障がなければ事前協議を行います。 なお、市町村が事業者の場合は、市町村担当部局や管理者へ事業者案を送付し、既定計画等との整合を踏まえた上で立案し、事前協議を行います。
市町村への依頼		C-3				
↓						基本的事項の提示がある都市計画については、これを踏まえた上で立案し、事前協議を行います。
市町村関係課との 協議等						
↓						事前協議
事前協議					C-4	
↓						県都市計画課との 下協議
県都市計画課との 下協議			C-6			
↓						関係各課との下協議
関係各課との下協議						
↓						必要に応じ、県庁内関係課と協議を行います。
国道交通省との下 協議						
↓						国土交通大臣の同意が必要な案件については、九州地方整備局と下協議を行います。 (※軽易な変更の場合は不要)
事前協議回答		C-5				
↓						説明会や広報紙、市町村都市計画審議会等により、住民意見の反映等を行います。
住民意見の反映等						
↓						案の内容となるべき 事項の申し出
案の内容となるべき 事項の申し出	§ 15の2①		C-8		C-7	
↓						案の内容となるべき事項を申し出ます。

手続	根拠条文 (都市計画法)	様式				備考
		県都市計 画課	地域振興 局等	事業者	市町村	
県原案の作成		C-9				申し出を踏まえ、県原案を作成します。
↓						
管理者との事前協議	§ 23⑥	C-10-①				都市施設を決定又は変更する場合、その都市施設を管理することとなる者とあらかじめ協議します。
↓						
協議回答						
↓						
国土交通省との事前協議		C-10				国土交通大臣の同意が必要な案件については、九州地方整備局と事前協議を行います。 (※軽易な変更の場合は不要)
↓						
事前協議回答						
↓						
公聴会の開催	§ 16①	C-11 ~16				原則全ての案件について公聴会を開催します。
↓						
公聴会意見に対する見解の作成		C-17 ~21				意見に対する見解を、市町村、土木事務所等、事業者及び関係課へ照会の上作成します。
↓						
県案の策定		C-21				事前協議回答及び公聴会に対する見解を受け、縦覧に供する県案を策定します。
↓						
案の縦覧	§ 17①	C-22 ~28				案の縦覧とあわせ、市町村への意見照会を行います。
↓						
市町村への意見照会	§ 18①	C-27				市町村へ意見照会を行います。
↓						
意見書の提出	§ 17②					
↓						
意見書に対する見解の作成		C-30 ~33				
↓						

手続	根拠条文 (都市計画法)	様式				備考
		県都市計 画課	地域振興 局務所等	事業者	市町村	
県案の策定		C-33				意見書に対する見解を受け、県都 計審に付議する県案を策定しま す。
↓						
市町村の意見	§ 18①		C-28			市町村への意見照会に対する回 答。 必要に応じて、市町村都市計画審 議会を開催します。 また、意見書の提出があった際に は、これを踏まえた上で回答しま す。
↓						
県都市計画審議会	§ 18①	C-35				県都市計画審議会へ付議します。
↓						
国土交通省との協 議	§ 18③	C-36 ~37				国土交通大臣の同意が必要な案 件については、九州地方整備局と 同意協議を行います。 (※軽易な変更の場合は不要)
↓						
国土交通大臣の同 意	§ 18③					
↓						
都市計画の決定・変 更	§ 18①	C-38				同意が必要なものは同意を受け て、決定及び変更を行います。
↓						
告示	§ 20①	C-38 ~39				決定等について県公報により告示 します。
↓						
図書の写しの送付	§ 20①	C-38 ~42				九州地方整備局長及び関係市町 村に図書の写しを送付します。 (※軽易な変更の場合であっても、 送付は行います。)
↓						
永久縦覧	§ 20②					県都市計画課及び市町村において 縦覧。

2 手続に係る様式

以下の様式等のうち市町村に係るものについては、指定するものではなく、参考として示すものです。

(1) 都市計画の事業者案の送付

事業者案の送付は、事業者が、都道府県が定める都市計画の案の内容となるべき事項を作成し、都市計画決定権者である県へ送付する際に行うものです。

事業者は、公安委員会等との協議、農政等との土地利用上の協議等が完了したうえで、県へ送付することとします

なお、市町村が事業者の場合は、市町村の都市計画担当部局へ送付することとします。

ア 送付

C-1

番	号
平成	年 月 日
鹿児島県知事 殿	事業者の長 印
<p>〇〇都市計画〇〇の決定（変更）の事業者案について（依頼）</p> <p>標記について、事業者案を作成したので、都市計画決定権者である県へ送付します。 つきましては、都市計画決定の手続きを進めていただきますようお願いいたします。</p>	

イ 回答

C-2

	番 号
	平成 年 月 日
事業者の長 殿	
	鹿児島県 上記代表者 鹿児島県知事 印
〇〇都市計画〇〇の決定（変更）の事業者案について（回答）	
平成 年 月 日付第 号で送付のあった標記の件につきましては、県の定める都市計画として都市計画の手続きを進めることとします。	
つきましては、今後の都市計画の手続きに必要な協力をお願いします。	

ウ 市町村への協力依頼

C-3

	番 号
	平成 年 月 日
〇〇市（町）都市計画主管課長 殿	
	鹿児島県土木都市計画課長 印
〇〇都市計画〇〇の決定（変更）の事業者案について（回答）	
県が定める都市計画である標記については、貴市（町）に与える影響が大きいことから、まちづくりの主体である貴市（町）においても内容を検討いただくため、事業者が作成した案を送付します。	
つきましては、当該案を貴市（町）のまちづくりの観点から検討していただき（関係各課等との協議、住民意見等も踏まえて下さい。）、都市計画法第15条の2第1項に規定する、県の定める都市計画の内容となるべき事項を申し出てくださいようお願いします。	

(2) 都市計画の案の事前協議

事前協議は、市町村にその実施が義務づけられるものではなく、市町村が都道府県が定める都市計画の案の内容となるべき事項を申し出る際、都市計画の事務処理を円滑に進めるため、市町村の判断により「必要に応じて任意に」行うものです。

ア 事前協議

C-4

番	号
平成	年 月 日
鹿児島県土木部都市計画課長 殿	
	〇〇市（町）都市計画主管課長 印
〇〇都市計画〇〇の決定（変更）について（事前協議）	
<p>下記の都市計画について、案を作成したので、あらかじめ審査くださるよう協議します。 なお、鹿児島県の回答については、都市計画決定事務を円滑に処理する必要があります ので、文書にて行われるようお願いいたします。</p>	
記	
<ol style="list-style-type: none"> 1 都市計画の種類 2 都市計画の名称（名称を定めない場合は不要） 3 計画図 4 都市計画の策定の経緯の概要 5 その他参考資料 	

※事前協議については、関係地域振興局等経由で申し出を行うものとします。

※特別の調整を要する関係機関については、市町村発案の場合は市町村が、事業者に発案の場合は事業者が、事前に協議・調整等を行ったうえで事前協議を行うこととします。

イ 回答

回答は、県都市計画課において、県庁内関係課等との下協議を行ったうえで行うこととします。

また、あわせて都市計画法第15条の2第2項の規定に基づき、市町村関係機関との協議及び住民意見等の集約を協力依頼します。

C-5

都計第 号
平成 年 月 日

〇〇市（町）都市計画主管課長 殿

鹿児島県土木部都市計画課長 印

〇〇都市計画〇〇の決定（変更）について（事前協議回答）

平成 年 月 日付け第 号で協議のあった標記の件については、異存はありません。

なお、この鹿児島県の回答は、回答の後に行われる手続きにより、都市計画の案が変更されることを何ら妨げる趣旨でないことに留意してください。

また、都市計画法第15条の2第1項の規定に基づき、県の定める都市計画の案の内容となるべき事項を申し出るにあたっては、当該都市計画が個人の権利等の制限を伴うことに鑑み、貴市（町）における関係機関及び住民の意見等を集約した上で申し出ていただきますようお願いいたします。

ウ 進達(地域振興局等)

C-6

平成 年 月 日	
都市計画課長 殿	〇〇地域振興局建設部長
〇〇都市計画〇〇の決定(変更)の事前協議について(進達)	
このことについて、別添のとおり〇〇市(町)から協議書が提出されましたので、下記意見を付して進達します。	
記	
1 都市計画の種類及び名称(名称を定めない場合は名称は不要)	
2 都市計画を定める土地の区域	
3 内容に対する意見	

※関係地域振興局等は、市町村から協議の申し出があった際には、内容を審査の上、県都市計画課へ進達するものとします。

(3) 都市計画の案の内容となるべき事項の申し出

案の申し出は、法第15条の2第1項の規定に基づき、市町村が都道府県が定める都市計画の案の内容となるべき事項を申し出る場合に行うものです。

ア 申出

C-7

	番		号
	平成	年	月 日
鹿児島県知事 殿			
			〇〇市（町）長 印
〇〇都市計画〇〇の指定（変更）について（申出）			
<p>標記について、都市計画法第15条の2第1項の規定により、県が定める都市計画の案の内容となるべき事項を申し出ます。</p>			
記			
<ol style="list-style-type: none"> 1 計画書 2 総括図 3 計画図 4 都市計画の策定の経緯の概要 5 その他参考資料 			

※案の内容となるべき事項の申し出については、関係地域振興局等経由で行うものとします。

イ 進達(地域振興局等)

C-8

	平成 年 月 日
都市計画課長 殿	〇〇地域振興局建設部長
〇〇都市計画〇〇の決定(変更)の申し出について(進達)	
このことについて、別添のとおり〇〇市(町)から県の定める都市計画の案の内容となるべき事項の申し出がありましたので、下記意見を付して進達します。	
記	
1 都市計画の種類	
2 都市計画を定める土地の区域	
3 内容に対する意見	

※関係地域振興局等は、市町村から案の内容となるべき事項の申し出があった際には、内容を審査のうえ県都市計画課へ進達するものとします。

(4) 県原案の策定

県原案は、国土交通省との事前協議及び都市計画法第16条第1項に規定される公聴会の開催にあたっての案となるものです。

県原案の策定にあたっては、下記により意志決定するものとします。

C-9

(起案例)

〇〇都市計画〇〇の決定(変更)について(伺い)

このことについて、都市計画法第15条の2第1項の規定に基づき〇〇市(町)より県の定める都市計画の案の内容となるべき事項の申し出があったため、申し出の内容を踏まえた上で、別案を県原案としてよろしいか。

(5) 都市計画の決定等の事前協議

事前協議手続きは、都道府県にその実施が義務づけられるものではなく、都市計画の事務処理を円滑に進めるため、都道府県の判断により「必要に応じて任意」に行うものです。

事前協議

法第18条第3項に規定される国土交通大臣の同意が必要な都市計画についてのみ

C-10

		都計第	号
		平成 年 月 日	
国土交通省九州地方整備局長 殿			
		鹿児島県	
		上記代表者 鹿児島県知事	印
〇〇都市計画〇〇の決定（変更）について（事前協議）			
<p>標記について、都市計画法第18条第3項（第21条第2項の規定において準用する同法第18条第3項）の同意を得る予定ですが、都市計画決定事務を円滑に処理するため必要がありますので、あらかじめ国土交通省の意見を伺います。</p> <p>この場合において、当該意見を得る際に必要となる国の関係行政機関の長への協議又は意見聴取については、国土交通省においてこれを行い意見をとりまとめた上で回答されるようお願いします。</p> <p>なお、国土交通省の回答については、都市計画決定事務を円滑に処理する必要がありますので文章にて行われるようお願いします。</p>			
記			
1	計画書		
2	総括図		
3	計画図		
4	都市計画の策定の経緯の概要		
5	その他参考資料		

(6) 公聴会の開催等

ア 公聴会

公聴会は、都市計画法第16条第1項の規定に基づき、県において開催するものです。

(ア) 開催の決定

C-11

(起案例)

〇〇都市計画〇〇の決定（変更）に関する公聴会の開催について（伺い）

下記の都市計画の案について、都市計画法第16条第1項の規定により、地域住民の意見を聴取するため、下記のとおり公聴会を開催してよろしいか。

記

- 1 〇〇都市計画〇〇
- 2 日時，場所

(イ) 開催の公告等

C-12

(起案内容)

〇〇都市計画〇〇の決定（変更）に関する公聴会の開催について（伺い）

下記の都市計画の案に関する都市計画の案に係る公聴会について、「案の1」により公告し、「案の2」により関係市町長に図書の閲覧を依頼し、「案の3」により閲覧及び公告の掲示を依頼してよろしいか。

記

- 1 〇〇都市計画〇〇
- 2 日時，場所

「案の1」

鹿児島県告示 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により，次のとおり公聴会を開催する。

平成 年 月 日

鹿児島県知事 ○○ ○○

- 1 日時 平成 年 月 日（ ）午前（午後）○時から
- 2 場所 ○○○○
- 3 公聴会において意見を聞こうとする都市計画の案の概要
○○都市計画○○
(次のとおり)
- 4 公述の申し出
 - (1) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は，公述申出書（別記様式）を平成 年 月 日までに，鹿児島県土木部都市計画課（鹿児島市鴨池新町10番1号）に到着するように提出すること。
 - (2) 知事は，公述申出書を提出した者のうちから公聴会において意見を述べる者を選定して，その者に通知する。
- 5 公聴会に関する問い合わせ先
鹿児島県土木部都市計画課（電話番号）
関係する県の出先機関名（電話番号）
関係する市町村○○課（電話番号）

C-14

(参考例)

別記様式

公 述 申 出 書

鹿児島県知事 ○○ ○○ 殿

私は、 年 月 日に開催される○○都市計画○○の決定（変更）に関する公聴会において、下記の意見の要旨及びその理由のとおり公述したいので申し出ます。

平成 年 月 日

郵便番号

住 所

電話番号

氏 名

意見の要旨及びその理由（別紙）

C-15

「案の2」

都計第 号
平成 年 月 日

○○市（町）長 殿

鹿児島県知事 印

○○都市計画○○の決定（変更）に関する公聴会の開催について（通知）

このことについて、住民の意見を聴するために下記により公聴会を開催しますので、別記の開催公告を貴市（町）の掲示板等の掲示され、また、関係図書を住民の閲覧に供されるようお願いいたします。

記

- 1 日時
- 2 場所
- 3 関係図書

「案の3」

平成 年 月 日

県の出先機関の長 殿

都市計画課長

〇〇都市計画〇〇の決定（変更）に関する公聴会の開催について（通知）

このことについて、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項及び鹿児島県都市計画公聴会規則（昭和45年規則第9号）第3条の規定により、下記の都市計画区域における都市計画〇〇の決定（変更）に関する公聴会を別添公告の写しのとおり開催しますので、貴事務所の掲示板等に掲示してください。

記

対象区域 〇〇都市計画区域

(ウ) 公聴会での意見に対する意見照会

公聴会開催後は、意見の要旨をとりまとめのうえ、意見に対する市町村及び関係地域振興局の見解を意見照会します。

また、事業者がある都市計画については、事業者にも意見照会します。

C-17

都計第	号	平成	年	月	日
〇〇市(町)長 殿					
鹿児島県土木部都市計画課長					
〇〇都市計画〇〇の決定(変更)に関する公聴会における 公述に対する見解について(照会)					
このことについて、平成 年 月 日に公聴会を開催したところ、別紙のとおり公述がありました。					
つきましては、平成 年 月 日()までに、この公述に対する貴市(町)の見解を提出くださるようお願いします。					

C-18

平成 年 月 日					
出先機関の長 殿(各通)					
都市計画課長					
〇〇都市計画〇〇の決定(変更)に関する公聴会における 公述に対する見解について(照会)					
このことについて、平成 年 月 日に公聴会を開催したところ、別紙のとおり公述がありました。					
つきましては、平成 年 月 日()までに、この公述に対する貴事務所の見解を提出くださるようお願いします。					

C-19

	都計第	号
	平成	年
	月	日
事業者の長 殿	鹿児島県土木部都市計画課長 印	
<p>〇〇都市計画〇〇の決定（変更）に関する公聴会における 公述に対する見解について（照会）</p> <p>このことについて、平成 年 月 日に公聴会を開催したところ、別紙のとおり 公述がありました。</p> <p>つきましては、平成 年 月 日（ ）までに、この公述に対する事業者の見解 を提出くださるようお願いします。</p>		

(エ) 見解に対する意見照会

市町村、地域振興局等及び事業者の見解をとりまとめたうえで見解を作成することとなりますが、必要に応じて県庁内各課へ見解の内容について照会します。

C-20

	平成	年
	月	日
関係課長 殿	都市計画課長	
<p>〇〇都市計画〇〇の決定（変更）に関する公聴会における 公述に対する見解について（照会）</p> <p>このことについて、平成 年 月 日に公聴会を開催したところ、別紙のとおり 公述があり、〇〇市（町）、〇〇地域振興局及び〇〇（事業者名）に照会のうえ見解（案） をとりまとめました。</p> <p>つきましては、貴課の所管する事務に照らし、平成 年 月 日（ ）までに、 見解に対する貴課の意見を提出下さるようお願いします。</p>		

(7) 案の縦覧に供する県案の策定

県案は、都市計画法第17条第1項の規定に基づく縦覧に供する都市計画の案となるものです。

県案の策定にあたっては、下記により意志決定するものとします。

C-21

(起案例)

〇〇都市計画〇〇の決定(変更)について(伺い)

(ケース1:公聴会が中止となった場合)

このことについて、都市計画法第16条第1項及び鹿児島県都市計画公聴会規則の規定に基づき公聴会を公告したところ、意見発表者がいなかったため、別添県原案を都市計画法第17条第1項に規定される縦覧に供する県案としてよろしいか。

(ケース2:公聴会を開催した結果、案を修正しない場合)

このことについて、都市計画法第16条第1項及び鹿児島県都市計画公聴会規則の規定に基づき公聴会を開催したところ、〇〇人の公述があり、意見について関係機関との協議を行い検討した結果、別案を県の見解としてよろしいか。

また、別添県原案を都市計画法第17条第1項に規定される縦覧に供する県案としてよろしいか併せて伺います。

(ケース3:公聴会を開催した結果、案を修正する場合)

このことについて、都市計画法第16条第1項及び鹿児島県都市計画公聴会規則の規定に基づき公聴会を開催したところ、〇〇人の公述があり、意見について関係機関との協議を行い検討した結果、別案を県の見解としてよろしいか。

また、検討の結果、県原案を見直すこととし、別添を都市計画法第17条第1項に規定される縦覧に供する県案としてよろしいか。

(8) 案の縦覧及び市町村への意見聴取

案の縦覧は、都市計画法第17条第1項に規定に基づき行うものです。

また、意見聴取は、都市計画法第18条第1項の規定に基づき関係する市町村の意見を聴取するものです。

ア 縦覧及び意見聴取

C-22

(起案例)

〇〇都市計画〇〇の決定（変更）の縦覧について（伺い）

〇〇都市計画〇〇の決定（変更）に係る都市計画法第17条第1項の規定に基づく案の縦覧について、「案の1」により公告し、「案の2」により公衆の縦覧に供し、「案の3」及び「案の4」により〇〇市（町）長及び〇〇事務所に案の縦覧を依頼し、「案の5」により〇〇市（町）に意見を求め、「案の6」により〇〇事務所に〇〇市（町）の意見の提出について依頼してよろしいか併せて伺います。

C-23

「案の1」

鹿児島県告示 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項（第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項）の規定により都市計画を決定（変更）したいので、同法第17条第1項（第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項）の規定により当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成 年 月 日

鹿児島県知事 〇〇 〇〇

- 1 都市計画の種類（及び名称）
- 2 都市計画を定める（変更した）土地の区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所

鹿児島県土木部都市計画課及び〇〇地域振興局建設部並びに〇〇町〇〇課

- 4 縦覧期間及び時間

平成 年 月 日から平成 年 月 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

「案の2」

〇〇都市計画〇〇に関する縦覧のお知らせ

鹿児島県では、下記のとおり「〇〇都市計画〇〇」の都市計画（案）の縦覧を行います。
縦覧いたします都市計画（案）につきましては、関係住民及び利害関係のある方は、縦覧期間中に鹿児島県に意見書を提出することができます。

記

- 1 都市計画を定める土地の区域
- 2 都市計画案の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間
- 3 意見書を提出される方は、住所、氏名、職業、年齢並びに意見の要旨及びその理由を具体的にご記入の上、平成 年 月 日（ ）までに知事あてで県都市計画課（〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号）まで提出してください。

お問い合わせ先

鹿児島県土木部都市計画課（電話番号）

〇〇地域振興局（または支庁）建設部（電話番号）

〇〇市（町）〇〇課（電話番号）

なお、今回縦覧いたします都市計画（案）は、平成 年 月 日の説明会でご説明いたしました内容と同じです。

平成 年 月 日

鹿児島県知事 ○○ ○○

C-25

「案の3」

都計第 号
平成 年 月 日

〇〇市(町)長 殿

鹿児島県土木部都市計画課長

〇〇都市計画〇〇の決定(変更)の案の縦覧について(依頼)

このことについて、下記により計画案について公衆の縦覧に供することとしたのでよろしくお
願います。

記

- 1 都市計画の種類
- 2 縦覧期間及び時間
- 3 縦覧場所

C-26

「案の4」

平成 年 月 日

出先機関の長 殿

都市計画課長

〇〇都市計画〇〇の決定(変更)の案の縦覧について(依頼)

このことについて、下記により計画案について公衆の縦覧に供することとしたのでよろしくお
願います。

記

- 1 都市計画の種類
- 2 縦覧期間及び時間
- 3 縦覧場所

C-27

「案の5」

番 号
平成 年 月 日

〇〇市（町）長 殿

鹿兒島県知事 〇〇〇〇 印

〇〇都市計画〇〇の決定（変更）の案に係る意見について（依頼）

下記の都市計画の案について、都市計画法第18条第1項（都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項）の規定により、貴市（町）の意見を求めます。

なお、意見については、〇〇地域振興局（または支庁）建設部を経由して提出してください。

※ 市町村の回答は、案に対する意見書を踏まえたうえで回答することとします。

※ 縦覧者名簿及び掲示状況写真もあわせて送付するものとします。

C-28

「案の6」

平成 年 月 日

出先機関の長 殿

都市計画課長

〇〇都市計画〇〇の決定（変更）の案に係る意見について（依頼）

このことについて、別紙写しのとおり〇〇市（町）に意見を求めましたので、意見の取り扱いについてよろしくお願いします。

イ 進達(地域振興局等)

C-29

平成 年 月 日

都市計画課長 殿

〇〇地域振興局建設部長

〇〇都市計画〇〇の決定(変更)の案に係る意見について(進達)

このことについて、別添のとおり〇〇市(町)から別紙のとおり意見聴取に対する回答がありましたので進達します。

※関係地域振興局等は、市町村から意見聴取に対する回答があった際には、県都市計画課へ進達するものとします。

※縦覧者名簿及び掲示状況写真についても、各地域振興局等及び関係市町村分をとりまとめのうえ、あわせて送付するものとします。

(9) 案の縦覧に際して提出された意見書への対応

意見書が提出された場合は、公聴会における公聴会意見に対する対応に準じて、意見書に対する見解を作成することとします。

ア 意見書に対する意見照会

意見書が提出された際は、意見の要旨をとりまとめのうえ、意見に対する市町村及び関係地域振興局等の見解を意見照会します。

また、事業者がある都市計画については、事業者にも意見照会します。

C-30

	都計第	号
	平成	年 月 日
〇〇市（町）長 殿	鹿児島県土木部都市計画課長	
〇〇都市計画〇〇の決定（変更）に関する意見書に対する見解について（照会）		
このことについて、都市計画法第17条第2項の規定に基づき意見書が提出されました。つきましては、平成 年 月 日（ ）までに、この意見書に対する貴市（町）の見解を提出くださるようお願いします。		

※本意見照会は、都市計画法第18条第1項の規定に基づく市町村への意見照会とは異なる。

C-31

	平成	年 月 日
出先機関の長 殿（各通）	都市計画課長	
〇〇都市計画〇〇の決定（変更）に関する意見書に対する見解について（照会）		
このことについて、都市計画法第17条第2項の規定に基づき意見書が提出されました。つきましては、平成 年 月 日（ ）までに、この意見書に対する貴事務所の見解を提出くださるようお願いします。		

C-32

都計第 号

平成 年 月 日

事業者の長 殿

鹿児島県土木部都市計画課長 印

〇〇都市計画〇〇の決定（変更）に関する意見書に対する見解について（照会）

このことについて、都市計画法第17条第2項の規定に基づき意見書が提出されました。
つきましては、平成 年 月 日（ ）までに、この公述に対する事業者の見解を提出
くださるようお願いします。

イ 見解に対する意見照会

市町村、地域振興局等及び事業者の見解をとりまとめたうえで見解を作成することとなります
が、必要に応じて県庁内各課へ見解の内容について照会します。

C-33

平成 年 月 日

関係課長 殿

都市計画課長

〇〇都市計画〇〇の決定（変更）に関する意見書に対する見解について（照会）

このことについて、都市計画法第17条第2項の規定に基づき意見書が提出され、〇〇市（町）、
〇〇土木事務所及び〇〇（事業者名）に照会のうえ見解（案）をとりまとめました。

つきましては、貴課の所管する事務に照らし、平成 年 月 日（ ）までに、見解に
対する貴課の意見を提出くださるようお願いします。

(10) 県都市計画審議会に付議する県案の策定

県案は、都市計画法第18条第1項の規定に基づく県都市計画審議会へ付議する都市計画の案となるものです。

県案の策定にあたっては、下記により意志決定するものとします。

C-34

(起案例)

〇〇都市計画〇〇の決定(変更)について(伺い)

(ケース1:意見書の提出がない場合)

このことについて、都市計画法第17条第1項の規定に基づき案を縦覧に供したところ、同法第17条第2項の規定に基づく意見書の提出がなかったことから、縦覧に供した別添県案を県都市計画審議会に付議する県案としてよろしいか。

(ケース2:意見書の提出があり、検討の結果、案を修正しない場合)

このことについて、都市計画法第17条第1項の規定に基づき案を縦覧に供したところ、同法第17条第2項の規定に基づく〇〇通の意見書の提出があり、意見について関係機関との協議を行い検討した結果、別案を県の見解としてよろしいか。

また、検討の結果、縦覧に供した別添県案を県都市計画審議会に付議する県案としてよろしいか併せて伺います。

(ケース3:意見書の提出があり、検討の結果、案を修正する場合)

このことについて、都市計画法第17条第1項の規定に基づき案を縦覧に供したところ、同法第17条第2項の規定に基づく〇〇通の意見書の提出があり、意見について関係機関との協議を行い検討した結果、別案を県の見解としてよろしいか。

また、検討の結果、縦覧に供した県案を見直すこととし、別添を県都市計画審議会に付議する県案としてよろしいか併せて伺います。

(11) 都市計画審議会への付議

都市計画審議会への付議は、都市計画法第18条第1項の規定に基づき行うものです。

C-35

都計第 号
平成 年 月 日

鹿児島県都市計画審議会
会長 ○○ ○○ 殿

鹿児島県知事 ○○○○ 印

○○都市計画○○の決定（変更）について（付議）

このことについて、都市計画法第18条第1項（都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項）の規定により、貴審議会へ付議します。

なお、同法第18条第1項（都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項）に規定する○○市（町）の意見は下記のとおりで、同法第17条第2項の規定に基づく意見書は提出されませんでした（○件提出されました）。

記

○○市（町）の意見

(12) 都市計画の同意協議の申し出

法第18条第3項に規定される国土交通大臣の同意が必要な都市計画についてのみ

ア 協議申出

C-36

	都計第	号
	平成	年 月 日
国土交通省九州地方整備局長 殿		
		鹿児島県知事 印
○○都市計画○○の決定（変更）について（協議）		
<p>標記について、都市計画法第18条第3項（第21条第2項の規定において準用する同法第18条第3項）の規定により、協議を申し出ます。</p>		
<p>（添付書類）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 計画書 2 総括図 3 計画図 4 鹿児島県都市計画審議会の答申の写し 5 都市計画の策定の経緯の概要 6 その他参考資料 		

※計画書・総括図・計画図については事前協議時と内容が同一の場合は省略しても差し支えありません。

イ 添付図書の変更がない旨を証明する文書

同意協議を行う際、事前協議時と内容が同一である場合は、下記の文書を添付するものとします。

事前協議時と内容が異なる場合は、再縦覧等の手続きのやり直しを含め個別に検討します。

C-37

	都計第	号
	平成 年 月 日	
国土交通省九州地方整備局長 殿		
	鹿児島県知事 印	
〇〇都市計画〇〇の決定（変更）の協議申出に係る添付書類について		
平成 年 月 日付け第	号の申請に係る計画書、総括図及び計画図は、	
平成 年 月 日付け第	号で申請を行った事前協議の際に提出した図書と	
変更がないことを証明します。		

(13) 告示, 図書の写しの送付及び決定図書の縦覧

告示及び図書の写しの送付は都市計画法第20条第1項の規定(法第21条第2項の規定に基づき準用する法第20条第1項の規定)に基づき行うものです。

また, 決定図書の縦覧は都市計画法第20条第2項の規定(法第21条第2項の規定に基づき準用する法第20条第2項の規定)に基づき行うものです。

C-38

(起案例)

〇〇都市計画〇〇の決定(変更)について(伺い)

このことについて, 別紙のとおり平成 年 月 日付で国土交通省九州地方整備局長の同意を受けたので, 都市計画法第18条第1項(都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項)の規定により, 当該都市計画を決定(変更)してよろしいか。

なお, 決裁のうえは, 「案の1」により告示し, 「案の2」により〇〇市(町)長へ, 「案の3」により国土交通省九州地方整備局長へそれぞれ図書の写しを送付し, 「案の4」により〇〇事務所長へ通知してよろしいか併せて伺います。

C-39

「案の1」

鹿児島県告示 号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条第1項(第21条第2項において準用する同法第18条第1項)の規定により, 次の都市計画を決定(変更)した。

なお, 当該都市計画の図書を同法第20条第2項(同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項)の規定により, 鹿児島県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成 年 月 日

鹿児島県知事 〇〇 〇〇

- 1 都市計画の種類及び名称(名称を定めない場合は名称は不要)
- 2 都市計画を定めた(変更した)土地の区域

C-40

「案の2」

都計第 号
平成 年 月 日

〇〇市（町）長 殿

鹿児島県知事 印

〇〇都市計画〇〇の決定（変更）の図書の写しについて（送付）

〇〇都市計画〇〇について、都市計画法第20条第1項（第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項）の規定により、鹿児島県告示第 号で決定（変更）の告示をしたので、その図書の写しを送付します。

ついては、都市計画法第20条第2項及び都市計画法施行規則第12条の規定により、当該図書の写しを公衆の縦覧に供するとともに、縦覧場所を公報その他の手段により公告してください。

C-41

「案の3」

都計第 号
平成 年 月 日

国土交通省九州地方整備局長 殿

鹿児島県知事 印

〇〇都市計画〇〇の決定（変更）の図書の写しについて（送付）

下記の都市計画については、都市計画法第18条第1項（都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項）の規定により変更したので、同法第20条第1項の規定（同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定）により、同法第14条第1項に規定する図書の写しを送付します。

記

- 1 都市計画の種類
- 2 都市計画の名称（名称を定めない場合は不要）

「案の4」

平成 年 月 日

出先機関の長 殿

土木部長

〇〇都市計画〇〇の決定（変更）について（通知）

下記の都市計画については、平成 年 月 日鹿児島県告示第 号で変更した
ので通知します。

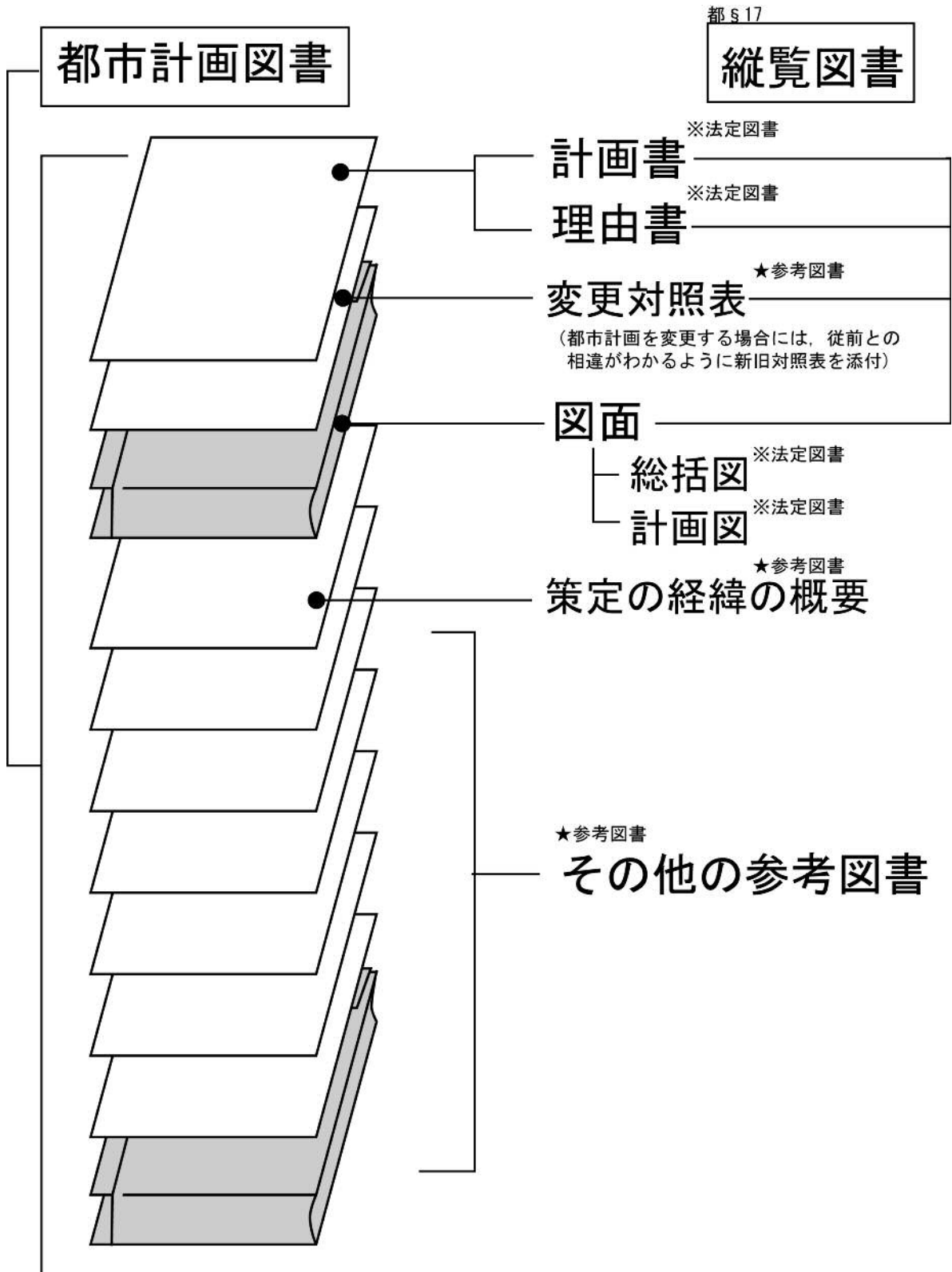
記

- 1 都市計画の種類
- 2 都市計画の名称（名称を定めない場合は不要）

3 都市計画図書の構成

ア 一般的な都市計画図書の製本構成を示します。

イ 都市計画図書は、大きく法定図書(計画書, 理由書, 総括図, 計画図)と参考図書に分けられます。



4 計画書等の様式及び作成要領

(1) 計画書

1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分
(計画図表示の通り)

2. 人口フレーム

次 区分		〇〇年 (基準年)	〇〇年 (基準年の10年後)
		都市計画区域内人口	千人
市街化区域内人口	配分する人口	千人	千人
	保留する人口		千人
	(特定保留)		千人
	(一般保留)		千人

3. 変更理由

.....

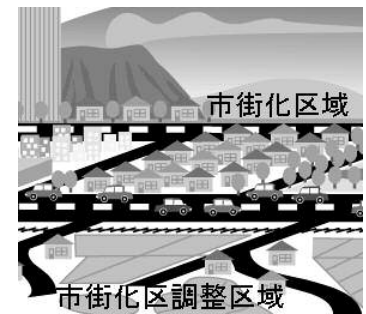
・ 新旧対照表

- (1) 都市計画区域の範囲
- (2) 市街化区域及び市街化調整区域の規模

(2) 参考図書一覧

項目	区域区分	チェック	番号
1	変更対照表		S-A-2
2	策定の経緯の概要		S-経緯
3	整備・開発及び保全の方針		S-整開保
4	都市計画の履歴調書		S-履歴
5	都市計画の現況写真		S-写真
6	関係機関との協議		S-協議
7	総括表		S-線引
8	計画図付図		S-線引
9	市街地整序の方針図		S-線引
10	想定用途地域図		S-線引
11	土地利用計画図		S-線引
12	市街化区域等設定調書		S-線引
13	環境省提出資料		S-線引
14	道路部資料		S-線引

区域区分



変更対照表 様式

S-A-2 区域区分

新旧対照表

(1) 都市計画区域の範囲

単位:ha

市町名	変更前	変更後	備考
〇〇市	〇ha		

(2) 都市計画区域の範囲

単位:ha

区分 市町名	市街化区域			市街化調整区域			備考
	変更前	変更後	増減	変更前	変更後	増減	
〇〇市	〇ha						

S-経緯

策定の経緯の概要……………都市計画図書に添付

都市計画の策定の経緯の概要

1. 関係機関との協議

県 ○○地域振興局 平成 年 月 日

県 都市計画課 平成 年 月 日

県 道路建設課 平成 年 月 日

県 道路維持課 平成 年 月 日

・
・
・

2. 説明会等の開催

日 時 平成 年 月 日

場 所

出席者 約 名

3. 案の公告及び縦覧等

案の公告 平成 年 月 日

縦覧期間 自 平成 年 月 日

至 平成 年 月 日

縦覧場所 県都市計画課 ○○地域振興局(または支庁)建設部

○○町建設課

意見書の提出

意見書の要旨

4. ○○町都市計画審議会への付議

付議年月日 平成 年 月 日

答申の内容

5. ○○町の意見

平成 年 月 日付けで、異議のない旨の回答を得ている。

S-経緯 策定の経緯の概要……………九州地方整備局協議の際に添付

都市計画策定の経緯の概要

〇〇都市計画 市街化区域と市街化調整区域との区分の決定
変更

事 項	時 期	備 考
説 明 会	平成 年 月 日	
九州地方整備局長事前協議	平成 年 月 日	
計画案の縦覧	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	
市町村の意見聴取	平成 年 月 日	
鹿児島県都市計画審議会	平成 年 月 日	
国土交通大臣同意	平成 年 月 日	
決定告示	平成 年 月 日	

S-履歴 都市計画の履歴調書

(作成例)

都市計画の履歴調書

都市計画の種類 及び名称	種類 ○○都市計画 市街化区域と市街化調整区域との区分の変更	
市 町 村 名	○○市・町・村	
告 示 年 月 日	主な事項	変 更 の 内 容
年 月 日 (当初)	延長○○m 車線数○ 幅員○○m	○○○○を図るため、○○○を決定
年 月 日	延長○○m 車線数○ 幅員○○m	○○○○を図るため、○○○を○○○へ変更
年 月 日	延長○○m 車線数○ 幅員○○m	
年 月 日	延長○○m 車線数○ 幅員○○m	
年 月 日	延長○○m 車線数○ 幅員○○m	
年 月 日 (最終)	延長○○m 車線数○ 幅員○○m	

注1)「主な事項」の欄には都市計画で定める事項などを記載します。

注2)「変更の内容」の欄には、作成例を参考のうえ、簡潔に記述します。

S-協議

関係機関協議

県庁関係各課協議の他、例えば以下の協議先が考えられます。

案件によって適宜、協議が必要な関係機関に協議することとなります。

(例)

	警察署又は 公安委員会	国道事務所 河川事務所 国道 一級河川	地域振興局 国道・県道 河川 砂防 港湾・漁港	市町村 市町村道 河川 港湾・漁港	保健所	その他
区域区分		○	○	○		農政部局 NEXCO等

県庁内各課協議

※ 案件によって協議が必要な関係各課と協議します。この他にも、必要な関係課と協議します。

都市計画課 都市計画全般

生活排水対策室 下水道等に関する調整

道路建設課 県管理国道、県道等に関する調整

道路維持課 県管理国道、県道、市町村道に関する調整

河川課 県管理河川の渡河、管理等に関する調整

砂防課 砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域等に関する調整

建築課 用途、地区計画、その他の処理施設、開発に関する調整

港湾空港課 臨港地区等に関する調整

交通政策課 交通結節点、ターミナル、都市高速鉄道等に関する調整

環境林務課 各種整備事業、環境影響評価準備書に関する調整

廃棄物・リサイクル対策課 廃棄物等に関する調整

自然保護課 自然公園区域等に関する調整

環境保全課 環境基準などに関する調整

森林経営課 造林事業等に関する調整

かごしま材振興課 林道事業等に関する調整

森づくり推進課 保安林、森林開発許可等に関する調整

農政課 各種整備事業等に関する調整

農地整備課 事業計画・ほ場整備事業、補助金返還等に関する調整

農地保全課 農地整備事業等に関する調整

農村振興課 農用地区域等に関する調整

畜産課 畜産事業に等に関する調整

文化財課 文化財に関する調整

S-線引 区域区分

総括表

〇〇都市計画区域区分の変更

総 括 表

1. 基本方針

区域区分に関する基本方針を記載します。

見直しの基準

(1) 市街化区域への編入対象区域

① …

② …

(2) 市街化調整区域への編入対象区域

① …

② …

2. 経緯

	都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域	都市計画決定 告示年月日
当 初	〇〇ha	〇〇ha	〇〇ha	H〇.〇.〇
第1回定期見直し	〇〇ha	〇〇ha	〇〇ha	H〇.〇.〇
第〇回定期見直し	〇〇ha	〇〇ha	〇〇ha	H〇.〇.〇
随時見直し	〇〇ha	〇〇ha	〇〇ha	H〇.〇.〇
第〇回定期見直し	〇〇ha	〇〇ha	〇〇ha	H〇.〇.〇

3. 変更の内容

(1) 人口

	行政区域	都市計画区域	市街化区域
平成〇年	〇〇人	〇〇人	〇〇人

(2) 面積

	面 積	備 考
市 街 化 区 域	〇〇ha	
市 街 化 調 整 区 域	〇〇ha	

S-線引 区域区分

4. 箇所別調書

図面番号	見直し要件 区分番号	地区名	面積		変更理由
			増	減	

計画図付図

白地の都市計画図(1/25,000)に「今回市街化区域(市街化調整区域)に含める地域」「特定保留地域」「業務地, 商業地, 工業地, 流通業務地, 住宅地」「重点的に整備する道路」「整備済み道路」「都市計画公園」「保全すべき緑地・自然公園・風致地区」等を落としたもの(色分け)

市街地整序の方針図

白地の都市計画図(1/25,000)に「DID地区(当初と直近)の線」「5ha以上の集団未利用地」「区画整理又は開発行為地区」「地区計画策定地区」「逆線引き予定地区」「都市計画道路完成・着工部」「農振農用地」を落としたもの

想定用途地域図(A4又はA3版)

計画図に用途の色を付けたもの

土地利用計画図(A4又はA3版)

計画図に住・工・商の色分けと, 区画道路・歩専道, 公園等を落としたもの

市街化区域等設定調書

農政局提出用「区域区分設定調書」を添付

S-線引 区域区分

環境省提出資料

1 都市計画担当部局と環境担当部局との意見照会及びその対応経緯

- ・ ○○都市計画市街化区域及び市街化調整区域の決定(変更)素案に関し、環境担当部局からの意見及びその対応経緯は以下のとおり。

市町村名	番号	地区名	環境担当部局の意見	対応経緯

2 環境保全上の観点からの検討資料

- イ 都市計画区域が公害防止計画策定地域と重複する場合には、当該都市計画区域の整備、開発、及び保全の方針と公害防止計画とが適合している旨を示す資料。

※整備、開発及び保全の方針と公害防止計画が適合している旨を示す資料とは、各々の方針間の適合を示す資料

- ロ 新たに市街化区域に編入する部分が、国立公園、国定公園、都道府県立自然公園(特別区域に限る)、自然環境保全区域、都道府県自然環境保全地区と重複する場合には、その位置関係を示す図面(地種区分を含む)及び重複する理由。

- ハ 新たに計画的開発を行うこととして市街化区域に編入する地区で、住宅地にあつては300ha以上、工業地にあつては100ha以上の面積を有し、事業内容がほぼ確定している場合には次の資料。

- 1 事業の概要(事業名称、事業種別、事業内容)
- 2 その他必要と判断される環境保全上の資料

S-線引 区域区分

二 新たに市街化区域に編入する部分が相当程度の住居系の開発が見込まれる場合であって、その部分が計画中、工事中又は供用中の高速自動車国道、自動車専用道路、4車線以上の一般国道又は新幹線鉄道を包含する場合か又はこれらに近接し環境基準の維持達成に支障を生じるおそれのある場合(この場合については、別途に基準を定めるので、当係まで相談願いたい。)には次の資料。

- 1 道路等の位置図及び断面図
- 2 土地利用の方針
- 3 既存の想定交通量及び騒音予測値

※「環境基準の維持達成に支障を生じるおそれのある場合」

道路種別	車線数	距離
自動車専用道路又は 4車線以上の一般国道	4車線	60m
	～6車線	100m
	～9車線	150m
	10車線以上	200m
高速自動車国道		200m
新幹線鉄道		250m

ホ 新たに市街化区域に編入する部分が相当程度の住居系の開発が見込まれる場合であって、その部分が計画中、工事中又は供用中の空港に近接し、環境基準(類型指定されていない時は、土地利用の方針を考慮して想定される環境基準)の維持達成に支障を生じるおそれのある場合には次の資料。

S-線引 区域区分

- 1 空港の位置図
- 2 土地利用の方針
- 3 既存の騒音現況値又は予測値

へ 当該都市計画区域における下水道計画及び一般廃棄物処理計画に関する資料。

(例)

× × 都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更の事前協議環境省提出資料

1 環境担当部局への意見照会及びその対応経緯表
別紙1のとおり。

2 環境保全上の観点からの検討資料

イ 都市計画区域と公害防止計画策定地域との重複

ロ 編入区域と国立・国定公園，県立自然公園，自然環境保全地域，鳥獣保護特別保護地区及び瀬戸内海自然海浜保全地区との重複

ハ 大規模開発(住宅地:300ha以上，工業地:100ha以上)に関する資料

ニ 編入区域に相当程度の住居系開発部分がある場合で，計画中，工事中又は供用中の高速自動車国道，自動車専用道路，4車線以上の一般国道又は新幹線鉄道を包含する又は近接して環境基準の達成に支障を生じるおそれのある場合の環境基準の維持達成に関する資料

ホ 編入区域に相当程度の住居系開発部分がある場合で，計画中，工事中又は供用中の空港に近接して環境基準の達成に支障のおそれのある場合の環境基準の維持達成に関する資料。

へ 当該都市計画区域における下水道計画及び一般廃棄物処理計画に関する資料。

※建設大臣から環境庁長官に対する市街化区域に関する都市計画についての意見照会に懸かる事務処理について(昭和54年10月5日:覚書)

S-線引 区域区分

道路部資料(道路名称対照表)

路線番号			街路名称	幅員 (m)	延長 (m)	道路名称			
区 分	規 模	一 連 番 号				国 道	県 道		市道
							(主要地方道)	(一般地方道)	

都市計画道路名に対応する国道等の名称を記載

F-都計区域 都市計画区域 様式

変更対照表

〇〇都市計画区域 新旧対照表

	旧	新
○	区域 〇〇〇・・・〇〇ha	区域 〇〇〇, △△・・・〇〇ha ※〇〇〇を追加

策定の経緯の概要

都市計画区域策定の経緯の概要

事 項	時 期	備 考
九州地方整備局下打ち合わせ	平成 年 月 日	第1回
	平成 年 月 日	第2回
	平成 年 月 日	第3回
知事原案の作成 ・	平成 年 月 日 ・	

整備・開発及び保全の方針 ※合わせて定めようとする区域マスを添付します。

〇〇都市計画

都市計画区域の整備，開発 及び保全の方針

鹿 児 島 県

F-都計区域 都市計画区域 様式
都市計画区域の履歴調書

(作成例)

都市計画区域の履歴調書

都市計画区域名	〇〇都市計画区域	
市町村名	〇〇市・町・村	
告示年月日	面積	変更の内容
年月日 (当初)	〇〇ha	〇〇〇〇を図るため、〇〇〇を指定
年月日	〇〇ha	〇〇〇〇を図るため、〇〇〇を追加

都市計画区域の現況写真

(作成例)

都市計画区域の現況写真

都市計画区域名	〇〇都市計画区域
市町村名	〇〇市・町・村

全景写真等

関係機関との協議 ※例えば、次のような協議先が考えられます。

- ・ 土地利用5地域(都市地域, 農業地域, 森林地域, 自然公園地域, 自然保全地域)との調整
 - ・ 企画調整課土地利用調整係
 - ・ 農村振興課
 - ・ 林業振興課
 - ・ 森林保全課
 - ・ 環境保護課
- ・ 建築課 都市計画区域内の建築確認
- ・ 住宅課 都市計画区域内の開発
- ・ 港湾課 臨港地区に関すること

当該市町の概要と鹿児島県の都市計画

- ・ 当該市町の概要(地理, 地形, 気候, 産業等)を記載します。
- ・ 鹿児島県の都市計画(区域数, 人口割合等)の概要を記載します。

F-都計区域 都市計画区域 様式

都市計画区域指定の目的と都市計画区域の指定基準

- ・ 都市計画指定する目的
- ・ 当該区域が都市計画区域の要件を満たす内容

都市計画区域(案)設定についての考え方

- ・ 都市計画区域設定の考え方をまとめます。

都市計画区域の含める理由

- ・ 都市計画区域に含める各地区毎について、都市計画区域に含める理由を記載します。

中心市街地現況図

- ・ 中心市街地の位置及び中心市街地の人口の現況・推移を図面に記載します。

都市計画区域図(案)

- ・ 都市計画区域を記載します。

境界区分図

- ・ 都市計画区域界を①行政区域界, ②字界, ③道路界, ④地形地物界等分けます。

農地転用状況図

- ・ 過去から現在までの農地転用された箇所を年度ごとに記載します。(過去5年程度)

地区別人口密度図

- ・ 地区別の人口分布(100未満, 100～200, 200～300等)及び人口密度を記載します。

道路網図

- ・ 国道, 県道など記載します。

交通施設現況図及び交通計画図

- ・ 国道・県道・現況路線・計画路線・他交通施設等を記載します。

地形分類図

- ・ 山地・台地・低地などを分類し記載します。

地価分布図

- ・ 公示地価を記載します。

将来人口の予測

- ・ 当該都市計画区域の将来人口推計を記載します。

地域ごとの重複の考え方

- ・ 農業地域(農用地)や森林地域(保安林)等と都市計画区域が重複する際, 考え方を記載します。

森林地域指定状況図

- ・ 森林地域指定状況を記載します。

林地開発状況図

- ・ 林地開発状況を記載します。

建物新築状況図

- ・ 過去から現在までの建物新築箇所を記載します。(過去5年程度)

土地利用基本計画図

- ・ 現在の土地利用基本計画図を添付します。

■ 図面の作成について

1) 総括図 …… 各事業共通

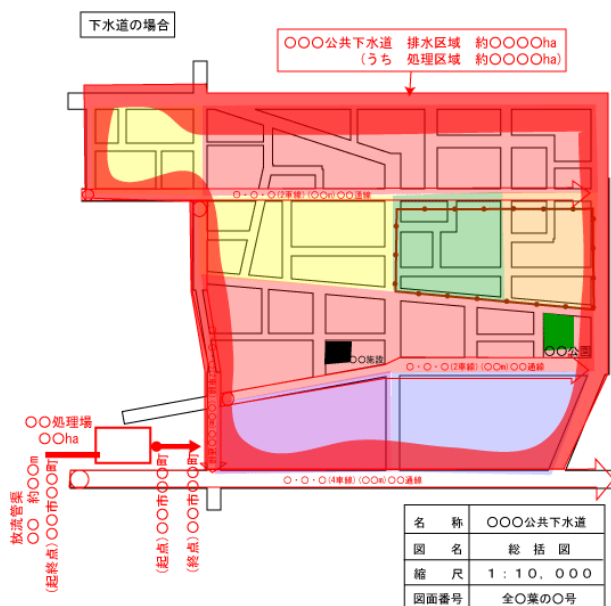
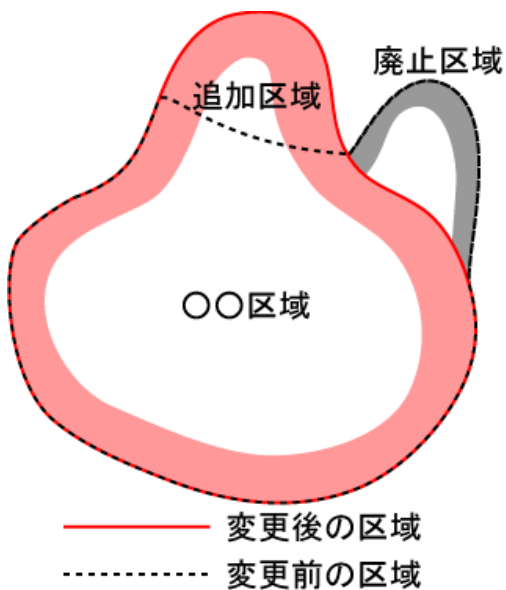
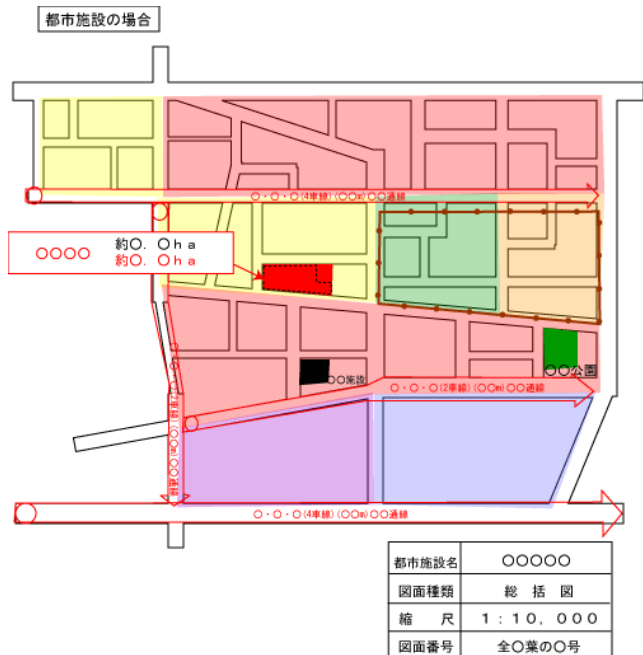
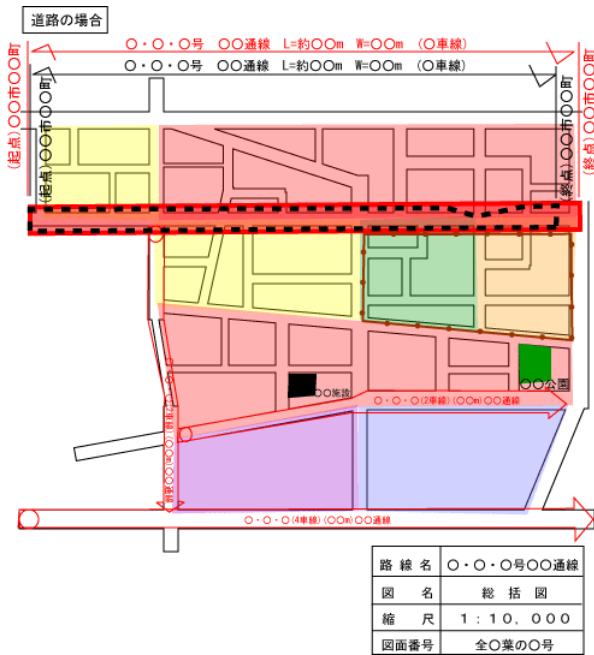
- ① 計画決定している地域・地区及び都市施設は原則として、すべて一葉の図面に記載します。
- ② 図面縮尺は 1/25,000 以上の地形図とします。
- ③ 都市施設については名称、規模を記載します。
- ④ 図面については〇葉〇号を記載します。

凡例

第1種低層住居専用地域		緑色	都市下水路		水色
第2種低層住居専用地域		薄緑色	都市高速鉄道		青色
第1種中高層住居専用地域		黄緑色	市郡界		黒二点鎖線
第2種中高層住居専用地域		薄黄緑色	市街化区域		橙色
第1種住居地域		黄色	都市計画区域		黒一点鎖線
第2種住居地域		薄橙色	国道		紫色
準住居地域		橙色	主要地方道		緑色
近隣商業地域		桃色	一般地方道		茶色
商業地域		赤色			
準工業地域		紫色			
工業地域		水色			
工業専用地域		青色			
上段容積率・下段建ぺい率					
外壁の後退距離の最低限度 最低敷地規模					
都市計画道路		赤			
公園 都市計画公園		濃緑			
土地区画整理		茶			
土地区画整理整備済み		茶と斜線			
防火地域		赤と斜線			
準防火地域		赤点線			
風致地区		緑と斜線			
緑地保全地区		緑と点			
臨港地区		黒と斜線			
流通業務地区		紫と斜線			
駐車場整備地区		茶一点鎖線			
高度地区		黒点線			
高度利用地区 市街地再開発事業		橙と交差線			
都市施設		赤			
地区計画		茶と交差線			

総括図作成例

1. 起点, 終点を変更前, 変更後について記載します。
2. 変更前後の区域を記載します。



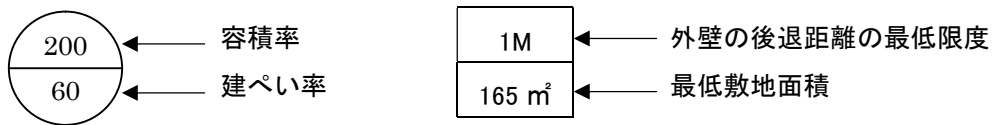
2) 計画図

① [用途地域]

- 1) 図面の縮尺は 1/2,500 以上の平面図とします。
- 2) 区域の表示は、赤色(0.4mm)によりふちどりをします。
- 3) 用途地域は次の色別で薄く着色し表示するものとします。(総括図凡例参照)

第1種低層住居専用地域	緑色
第2種低層住居専用地域	薄緑色
第1種中高層住居専用地域	黄緑色
第2種中高層住居専用地域	薄黄緑色
第1種住居地域	黄色
第2種住居地域	薄橙色
準住居地域	橙色
近隣商業地域	桃色
商業地域	赤色
準工業地域	紫色
工業地域	水色
工業専用地域	青色

- 4) 形態に関する規制は直径 1.5cm の円内上段に容積に関する規制内容を、下段に建ぺい率に関する規制内容を表示します。外壁の後退距離の最低限度や最低敷地面積が定めている場合は次のように表示します。



又、同一用途地域内にあつて規制内容が異なる場合は、規制内容が同一の区域を黒の点線で囲みます。

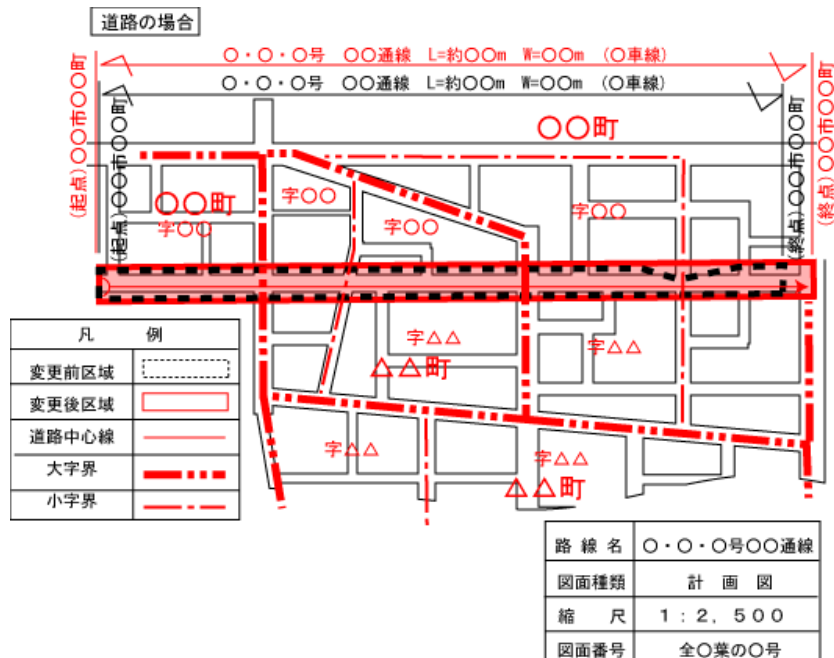
- 5) 第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域に定める外壁の後退距離1mの区域は赤の点線で、1.5mの区域は赤の実線で区域を表示します。
- 6) 大字界及び小字界とその名称を赤色で記載します。
字には、ふりがなも記載します。

大字界 太い2点鎖線

小字界 細い1点鎖線

②-2 [道路]

- 1) 図面の縮尺は 1/2,500 以上の平面図とします。
- 2) 道路等の区域は赤色の実線で囲み起点(), 終点()で記載し, その中を薄赤色で着色します。又, 中心線についても一点鎖線で表示します。
- 3) 道路の名称(番号と路線名)及び車線数, 幅員を記載します。
- 4) 大字界及び小字界とその名称を赤色で記載します。
字には, ふりがなも記載します。
大字界 太い2点鎖線 ————
小字界 細い1点鎖線 ————
- 5) 変更の場合は変更後の計画線を赤の実線で, 変更前の線を黒の破線で記載します。
- 6) 起終点の位置表示は変更後を赤, 変更前を黒書で記載します。
- 7) 延長については, 全体延長と幅員毎の延長を記載します。



③ [公園, 緑地, 墓園, 汚物処理場等, 土地区画整理事業]

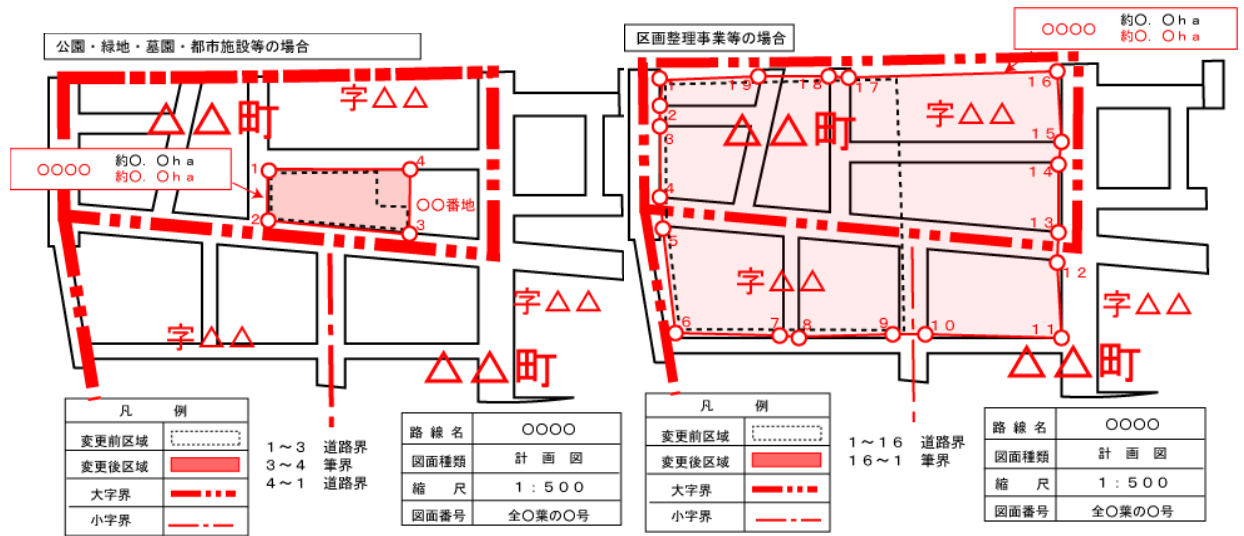
- 1) 図面の縮尺は原則として 1/500 以上の平面図とします。
- 2) 区域は赤色の実線で囲み, 折点には直径3mmの円を付し一連番号をその中に記載し, その中を薄赤色で着色します。また名称(番号と名称)と面積を記載します。
- 3) 図面の余白部にその区域界の種類を次のように表示します。
例 ①~⑤ 道路界
⑤~⑦ 筆界
- 4) 区域界を筆界で取る所は区域界に接している土地の地番を記載します。
- 5) 大字界及び小字界とその名称を赤色で記載します。
字には, ふりがなも記載します。
大字界 太い2点鎖線 ————
小字界 細い1点鎖線 ————

10・2 区域区分制度の手続

6) 変更の場合は変更後の計画線を赤の実線で、変更前の線を黒の破線で記載します。

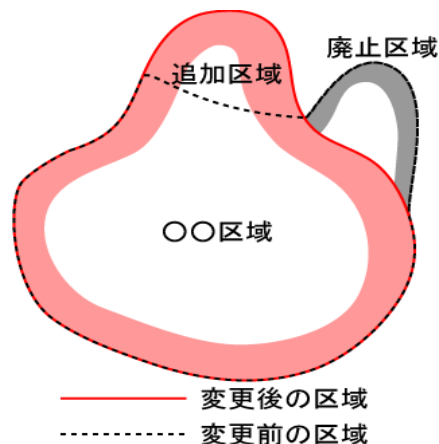
※区画整理事業の場合など広い区域の場合は、1/1000 縮尺の場合もあります。

※区域が広い場合の着色は、薄く縁取りすることもあります。



④ [下水道]

- 1) 図面の縮尺は 1/2,500 以上の平面図とします。
- 2) 区域は赤色の実線で囲み、その中を薄赤色で着色します。
- 3) 集水面積 1000ha 以上の管渠は赤色で表示し、名称、延長を表示します。また、起終点を表示します。処理場は赤色で囲み、名称、面積を表示します。
- 4) 大字界及び小字界とその名称を赤色で記載します。(字にふりがなを記載)
 大字界 太い2点鎖線 -----
 小字界 細い1点鎖線 -----
- 5) 変更の場合は変更後の計画線を赤の実線で、変更前の線を黒の破線で記載します。



3) 鹿児島県都市計画審議会用の図面作成要領

- ① 図面の大きさは(A3横書き)とします。
- ② 用途地域を定めている都市計画区域については、原則として、用途地域の入った図面とします。
- ③ 決定(変更)する都市施設の区域を濃い赤色で囲み中を薄い赤色で着色し、番号、名称、面積等を記載します。
- ④ 主要道路、鉄道、河川等を記載します。(名称、流水方向、至〇〇等)

国道	— 紫色	主要地方道	— 緑色
一般県道	— 橙色		
鉄道	— 黒 ()	河川・海	— 水色
- ⑤ 道路の場合は既計画決定の路線の番号、名称、延長、幅員も記載します。
- ⑥ 公共施設は区域を黒で囲み中を黄色で着色し、名称は黒色で記載します。
- ⑦ 都市計画区域界、行政区域界等、その他必要なものは、凡例を記載します。
- ⑧ 方位を記載します。

〇〇都市計画道路の変更(県決定)



凡	例
変更前区域	
変更後区域	
行政区域界	
都市計画区域界	
⋮	⋮

4) 都市計画の理由書

(理由書 例) 市街化区域及び市街化調整区域の区分の変更

〇〇都市計画区域については、昭和〇〇年〇月に区域区分に関する都市計画の決定を行っており、その後、昭和〇〇年〇月に第1回の見直し、平成〇〇年〇月に第2回の見直しを行ってきた。

平成12年の都市計画法の改正により、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(以下「区域マス」)において、区域区分の有無及び区域区分を定めるときは方針を示すこととなり、平成16年に策定した本区域の区域マスタープランにおいて、区域区分を定めること及び目標年次における概ねの人口等の方針を示し、同時に第3回の定期見直しを行ったところである。

今般、本区域の区域マスタープランに示した目標年次(平成22年)の到来に伴い、都市計画基礎調査の結果や上位計画の策定等を踏まえた区域区分の見直しを実施するものである。

注1) 都市計画法第17条第1項

「都道府県又は市町村は、都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該都市計画の案を、当該都市計画を決定しようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。」

注2) (都市計画の案の理由書) 都市計画運用指針より

「法第17条第1項では、都市計画の案の公衆への縦覧の際に、都市計画を決定しようとする理由を記載した書面を添付することとされているが、これは都市計画決定権者としての説明責任を明確にするとともに、都市計画について住民との合意形成の円滑化を図ることとしたものである。

したがって、理由書において、住民が都市計画が決定され、又は変更される理由を十分に理解できるようにすることが必要であり、当該都市計画の都市の将来像における位置づけについて説明することが望ましい。また、用途地域や都市施設等の具体の配置の理由等について、これらの都市計画が即地的に決定され、土地利用制限を課するものであることに鑑み、当該都市計画の必要性、位置、区域、規模等の妥当性についてできるだけわかりやすく説明するべきである。」

注3) 都市計画の案の理由書の構成(当該都市計画の必要性、位置、区域、規模等の妥当性)

例えば、次のような流れにより理由書を構成します。

これまでの都市計画の経緯



近年の状況の変化



都市計画区域マスタープランでの位置付け



変更する部分の理由及び変更の内容

注4) 具体の都市計画は、都市計画区域マスタープランに即することが必要とされている(都市計画運用指針 IV-1-2)ことから、理由書に都市計画区域マスタープランでの位置付けを記載します。

作成した都市計画図書については、電子データでも提出してください。